全建連新聞

社団法人　全国中小建築工事業団体連合会
東京都港区赤坂2丁目2番19号　〒107
アドレスビル内
電話03(586)3381
購読料送料共
半年200円1ヵ年400円

規模/技術/品質を誇る
建設省防火建築材料認定品
三菱石膏ボード
発売元　三菱商事株式会社
製造元　日東石膏株式会社
日東石膏ボード株式会社
日本石膏ボード株式会社

中小建築業者の総結集を

一四六名の功績者を表彰
13項目の事業を決める

全建連第三回定期総会（通算六回目）は、五月一九日、カラッと晴れわたった新緑の京都で開催された。当日は、全国各地より二五〇名の代表と建設省、労働省はじめ来賓多数が出席した。今年の総会は、きびしい経営環境におかれている業界の実態が、そのまま反映して、真剣な雰囲気のなかで進められ、むこう一年間の予算と事業計画を原案どおり決定した。また、総会の席上で業界の振興に功績のあった一四六名の方々が会長から表彰された。

総会は、午後二時、中村藤治郎一議会の祝辞、関係諸団体の祝電が披露された。

次に、議長団として細坂副会長（北海道）今河常任理事（京都）を選び、議事に入った。

議事経過は次のとおり。

まず中川常務理事より、五〇年度事業報告として、不況の後遺症の残ったこの一年間における業界をとりまく現況と、事業活動の概要について報告があった。

ついで中村副会長（財政部会長）より一般会計、特別会計の決算報告が行われ、いずれも報告どおり承認された。

また石井専務理事より需要拡大対策、在来工法の合理化対策など十三項目にわたる五十一年度事業計画案が提案されたが、業界が直面している重大な時期に当たり、結束をつよめて経営の後進性から脱皮し、業界の安定的な成長、発展を確保するため積極的に対処していくことを認識した。

さらに、五十一年度の収支予算案、建設業振興基金の行う事業に対応させるための定款一部改正案を議決したうえ、別記のとおり役員の補充を行って、午後四時鳥居副会長の閉会の挨拶で会を閉じた。

〈理事〉
曽武川喜佐治氏（㈱・新潟県建築組合連合会会長）、菊岡忠治氏（横浜土建協同組合理事長）
〈監事〉
鈴木重清氏（藤沢建築協同組合理事長）、合田政雄氏（網干建設組合組合長）

ひきつづいて懇親会に移り、参加者一同、加茂川の流れを耳にしながら、あでやかな舞妓の踊りや各地の民謡で自慢のノドをきそいあうなど、心ゆくまで京都の宵を楽しんだ。

理事会を開く

総会に先立ち、第八回の拡大理事会が、五月一九日、総会会場の〝鶴清〟で開かれた。

同理事会では、会長表彰の被表彰者を最終的に確認したほか、総会議事及び運営について打合わせた。

挨拶をする今井会長

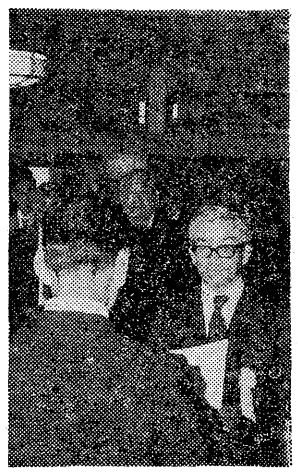
表彰を受ける高原さん

熊本が加入
賛助会員に平尾商店

熊本市建築組合（鶴園仁吉会長）では、以前より全建連加入のため準備を進めていたが、このほど正式に加入した。

同建築組合では職業訓練校を運営しており、後進の養成にとくに力を入れて取り組んでいる。

▽所在地　熊本市大江六丁目二七の一五▽電話　〇九六三―六六―八五五五

また、全建連新聞第五五号で紹介の瓦止金具のメーカー、平尾商店が全建連の事業に賛同し加入の申し込みがあった。

五十一年度事業計画

こんごの住宅の需要動向としては、人口の地方分散等の移動、世帯数の増加、同居世帯の解消、老朽化、狭小性などを原因とする建て替え等により需要は或る程度の水準を保つことが考えられる。

しかし反面、景気動向によって住宅建設が大きく変動する可能性も少なくないし、それに木材資源の海外依存度の高いことも不安要因としてあげられる。

さらに、良質な低価格住宅を求める国民の声が極めて強いなかで工業生産住宅が普及することになれば、大資本や他産業分野からの新規参入も多くなることが予想されこうした資本力に対抗せざるを得なくなる。

このため各地域はもとより、全国レベルの結束をさらに強固なものにするとともに、経営の後進性から脱皮して業界の安定的な成長発展を確保しなければならない。

これらに対応するため、むこう一年間次の事業活動を積極的に推進したい。

1、需要拡大対策
(一) 優良業者の育成
(二) 建築相談コーナー等の設置
(三) 住宅金融公庫の融資財源増大などの働きかけ
(四) 適正施工、アフターサービスによる需要者に対する信用力の確保対策

2、在来工法の合理化対策
(一) 資材流通の合理化
(二) 部品・部材の標準化
(三) 良質な技術・技能力の確保と省力化

3、経営の近代化・合理化対策
(一) 企業の体質改善、協業化受注方法等の改善指導
(二) 経営管理、会計管理等に関する講習会の開催
(三) 建築資材の共同購入とそのあっ旋
(四) 建設業振興基金の活用

4、工事費適正単価の確保
(一) 建築工事の適正単価の確保と合理的な積算の指導
(二) 労務単価の適正化の推進
(三) 建築資材需給の円滑化と価格の安定化

5、組織の拡充と強化対策
(一) 会員団体の充実強化
(二) 未組織地域の組織化
(三) 賛助会員制度の充実

6、建議・陳情活動
(一) 中小零細企業振興政策の実施について強力な働きかけ
(二) 関係諸制度の改善とじゅん守指導
(三) 政府関係機関（審議会・委員会）への審議参加等行政への協力

7、技術・技能の向上対策
(一) 新工法、新建材の導入と指導
(二) 技術・技能研修の推進
(三) 技能検定、各種資格試験受験指導
(四) 技能競技大会の推進

8、技能者の確保対策
(一) 雇用条件、労働環境の改善等近代的雇用関係の確立
(二) 職業訓練の積極的推進と職業訓練制度の充実強化
(三) 施工士制度の創設など技能者に対する適正な評価とそれにもとづく処遇の改善

9、福祉共済活動
(一) 建設国保への加入促進
(二) 共済制度の強化と加入促進
(三) 労働保険事務組合の確立

10、労働災害の防止対策
(一) 安全教育の普及徹底
(二) 安全施工、現場の安全点検の推進
(三) 作業主任者の研修

11、調査研究活動
(一) 建築工事業に関する情報の収集
(二) 業界の動向、将来の展望についての調査研究
(三) 企業、労務並びに需要者意識についての実態調査

12、広報活動
(一) 全建連新聞、全建連情報の発行、関係資料の配布などによる情報の提供
(二) 叙勲・褒章・表彰等の候補者推せん

13、表彰
(一) 功労者の表彰

建築基準法改正案
継続審議に

昭和四九年から継続審議を続けていた建築基準法の一部改正案が五月二一日、一部修正を加えられて衆議院を通過し、参議院にまわされたが、結局会期ぎれで成立せず継続審議となった。

修正を加えられたのは、今回の改正案の〝目玉商品〟とも言うべき「既存特殊建築物に対する防災設備の取り付けを義務付ける」改正案を削除することと、「日影基準を全国一律」から「地域の特殊性に応じて地方公共団体が条例で指定する」に地方公共団体の権限を生かしたことである。

「既存特殊建築物に対する防災設備の取り付けを義務づける」改正案を削除することの理由は、現在の防災機器等の不完全さや、費用の高額等によるものである。

しかし、同改正案が削除されたにしても、衆議院建設委員会では小委員会を設け、デパート雑居ビルなどの火災等による大惨事を未然に防ぐため、防災全般について再度審議を行うとしている。

そこでは、特別立法か基準法改正案の再提出など、今後の方針を次期国会までに結論づけるという。「日影基準」の改正案は四九年当初、全国一律化として提出されていたが、今回の修正案は、それを避け次のようにした。

一律化を避けた理由としては地方の気候、風土、土地利用状況など、地域の特殊性を重視するためで、「日影基準」は、地方公共団体が条例により指定できるよう修正された。ただ、その指定出来る時間は選択性になっており、日影による中高層建築物の制限は、第一種住専地域が三～四時間、第二種住専地域も三～四時間住居近隣商業両地域が四～五時間となっている。

【詳細は表参照】

建築基準法の一部改正案については、本紙30号（四九年四月号）で取り上げているので参照されたい。

日影による中高層の建築物の制限

地域	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	敷地境界線からの水平距離が十以内の範囲における日影時間	敷地境界線からの水平距離が十以を超える範囲における日影時間
第一種住居専用地域	軒の高さが七以を超える建築物又は地階を除く階数が三以上の建築物	一・五以	(一)三時間（道の区域内にあっては二時間）	二時間（道の区域内にあっては、一・五時間）
			(二)四時間（道の区域内にあっては三時間）	二・五時間（道の区域内にあっては二時間）
			(三)五時間（道の区域内にあっては四時間）	三時間（道の区域内にあっては、二・五時間）
第二種住居専用地域	高さが十以を超える建築物	四以	(一)三時間（道の区域内にあっては二時間）	二時間（道の区域内にあっては、一・五時間）
			(二)四時間（道の区域内にあっては三時間）	二・五時間（道の区域内にあっては二時間）
			(三)五時間（道の区域内にあっては四時間）	三時間（道の区域内にあっては、二・五時間）
住居地域、近隣商業地域又は準工業地域	高さが十以を超える建築物	四以	(一)四時間（道の区域内にあっては三時間）	二・五時間（道の区域内にあっては、二時間）
			(二)五時間（道の区域内にあっては四時間）	三時間（道の区域内にあっては、二・五時間）

民間労賃を調査
建設省
大工、とびなど五職種

建設省では、民間工事に従事している労働者を対照に賃金調査をおこなう。

これは賃金の実態をは握し、適正価格、受注の基礎資料とするとともに今後の建設労働対策推進の要とするものである。調査の方法、内訳等は次のとおりである。

▽調査職種
造園工、大工、とび工、鉄筋工、型わく

▽調査方法
事業所数は各職種ともおおむね二百五十事業所、合計千事業所。技能の熟練度に応じての熟練工(1)普通工の非熟練工(2)見習工の四段階に区別する。

▽調査期間
六月一日より六月三十日の一ヵ月を対象期間とし、七月一日より七月三十一日まで。

なお、全建連は大工部門の調査をうけもつ。

あれやこれや

▼今年もまたむし暑い夏がやってくるが、夏バテを防ぐ昔からの生活の知恵がいくつかある。土用の丑の日を定めてスタミナをつける方法もあれば、梅酒のように口あたりのすっきりしたもので暑気払いと体力維持を兼ねたものもある▼梅干しは船酔い、胸やけ、腹痛などの家庭薬として日頃重宝している。果実を焼酎に浸して梅酒として用いるようになったのは江戸時代のおわりころだという。この効用は胃腸を整え、夏まけの予防また風邪の予防にもなるから、広く愛飲されているのもうなずける。ところが自家用に限り許可されたのは昭和三十六年というから、それまではどの家庭でもひっそりとつくってきたことになる▼果実酒には梅酒だけでなく、身近にある季節のくだものや、かわったところではコーヒー酒などもある。果実酒の歴史は古代エジプトの王朝時代から、また中国では二千年の昔から非常に古い。汗水を流して栽培したくだものを残さず保存するという考えは、人間の自然に対する謙虚な気持であろう▼今やインスタント食品は生活の一部になっているが、その種類の豊富さ、簡便さはおどろくほどである。容器すらも使い捨てになっていて食器の後片付けさえ省いてくれる。まさに至れり尽せりといったサービス旺盛の世の中である。反面即席の安易さ、人工の単調な味付け派手な着色にあきてか、自家製で自然食を楽しむ人がふえている。材料の持ち味を生かして食べるということは、味覚をやしなうことにもなる。簡便さに慣れ、人工甘味料に慣れてしまっては、本来のおいしく食べるという楽しみは失なわれてしまう。じっくりと時間をかけ、出来上るのを心待ちにするのも味わい方の一つではないだろうか。冷えたビールもいいが果実酒のオンザロックもなかなかおつなものである。